



『建設業の許可制度』

支部研修会より 宮川安江

建設業は、国の基幹産業であることから、昭和 24 年に「建設業法」が制定され、登録制度でしたが、経済の発展と共に民法の請負契約では対応できず、昭和 46 年に登録制度から許可制度へと改正が行われました。

建設業法で言う建設業とは、建設工事の完成を請け負う営業をいい、下表に掲げる 29 業種に分かれています。

1 土木事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 大規模・大規模工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工事業	13 舗装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

建設業は 1 件の請負代金が 1,500 万円未満、木造住宅で延べ面積が 150 ㎡未満の工事、又は 1 件の請負代金が 500 万円未満の工事以外の工事は全て許可が必要となります。

従って許可を取得することにより①大規模な工事を請け負うことができます。②許可を取得するには厳しい審査をクリアしなければなりませんので、対外的な信用度が上がります。③公共工事の入札に参加するためには建設業許可が必要とされます。

従って指命・入札によって公共工事を受注することができます。④公共工事において下請け業者に発注する際にも、許可業者が判断基準となります。

許可には 2 種類有り、知事許可と大臣許可があり、区分は、特定建設業と一般建設業に分かれます。

愛知県知事許可は、愛知県内に営業所を設けて営もうとする者、国土交通大臣許可は、愛知県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする者です。

許可区分として、一般と特定があり、特定建設業は、発注者から直接請け負った 1 件の建設工事の下請けに出す代金の合計が 3,000 万円以上の場合に必要な許可です。

一般建設業は、それ以外の建設業です。

許可の要件として、次の 5 つの要件をクリアしなければなりません。

1. 経營業務管理責任者の設置

経營業務管理責任者の経験内容（地位・職務・年数・業種）についての審査をします。

許可を受けようとする建設業に関して 5 年以上の経營業務の経験を有すること、又許可業種以外の建設業に関し、7 年以上の経營業務の経験を有することが必要です。

2. 専任技術者の配置

営業所毎に建設工事施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任の者を置かなければなりません。

専任技術者とは、(1)一定の資格を有する者（コード表あり）、(2)許可を受けようとする建設工事に関し、指定学課を修めて一定の実務経験を有する者、(3)許可を受けようとする建設工事に関し、10 年以上の実務経験を有する者、いずれの条件がクリアしていればすれば専任の技術者となります。

3. 請負契約に関する誠実性

許可を受けようとする者が請負契約に関し不正又は不誠実な行為をすることが明らかな者でないこと。「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等の法律違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等の不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行

為をいいます。

4. 財産的基礎又は金銭的信用を有すること

一般建設業は、申請日の直前の決算において、自己資本が 500 万円以上であること。500 万円以上の資金を調達する能力を有すると認められれば OK です。

特定建設業においては、①欠損金の額が資本金の 20%を超えないこと、②流動比率が 75%以上であること、③資本金の額が、2,000 万円以上あり、かつ自己資本額が 4,000 万円以上あることが必要です。

5. 欠格要件に該当しないこと

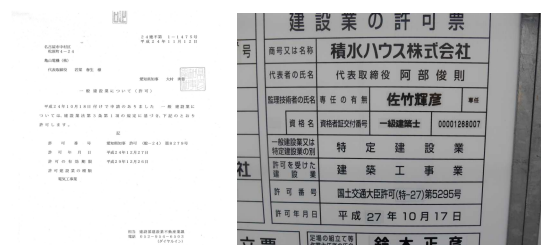
建設業の経営に関する法人、個人、役員が次に該当しないこと。

(1)破産して復権していない、(2)建設業の許可を取り消され、取り消しの日から 5 年経過していない、(3)建設業の営業停止命令期間が終わっていない、(4)建設業の営業禁止期間が終わっていない、(5)禁固以上の刑を受け執行後 5 年経過していない、(6)建設業法で定められた法律に関して罰金以上の刑を受け、執行後 5 年経過していない、(7)暴力団関係者である、(8)精神機能障害等で建設業の経営に必要な意思決定等ができない、(9)暴力団関係者に事業が支配されている。これに該当しないことが必要です。

これらの条件を証明することができる書類の添付が求められます。特に財務諸表は建設業法で定められた書式で表示する必要があります。税務申告した申告書の受付印のある申告書に基づいて記載しなければなりません。建設業会計特有の勘定科目が有り、完成工事未収入金、未成工事支出金、工事未払金、完成工事高、兼業事業売上高、完成工事原価、兼業事業売上原価、完成工事総利益、兼業事業総利益などが有り、完成工事原価報告書にも、材料費、労務費、外注費、完成工事原価など建設業特有の勘定科目が有ります。現業労働者の労務費は労務費に算入し、管理系の人の労務費は経費に算入します。注記表には、資産の評価基

準、減価償却の方法、収益及び費用の計上基準、税に関する処理方法などを記載します。

許可されますと、許可証が送られてきます。許可証に基づいて各現場で「建設業の許可票」を掲示することになります。



○許可票から見えるもの

国土交通大臣許可…愛知県外にも営業所を保有している事がわかります。

(特一 27) …平成 27 年に更新し、それから 5 年間有効です。

特…特定建設業の意味で、財産的基礎が大きく、欠損金が資本金の 20%以下、流動比率が 75%以上、自己資本が 4,000 万円以上あるということです。

第 5295 号…許可番号で番号の若いほど営業歴が古く、信用度は大きいということです。

毎年決算終了後は、前年度の工事経歴書、財務諸表を記載した「事業年度終了届」の提出が必要で、これを怠ると更新することができません。

公共工事を請負う場合は、経営事項審査を受けなければなりません。これは「経営状況分析結果」と「経営規模等評価」により、「総合評定値」が決定され、これにより発注のランク付けが行われます。

この結果は公表されておりますのでインターネットで検索することができます。

